

令和 8 年度税制改正 個人事業者に係るおもな項目

青色申告会の税制改正要望が実現しました

✖ 青色申告会

1. 青色申告特別控除の見直し (令和 9 年分からの適用です) 成果 1

青色申告特別控除の上限額を 75 万円に引き上げや簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。見直し後の概要は次のとおりです。

対象者		記帳方法		申告方法		控除の 上限額
		手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出	
▶事業所得者 ▶事業的規模の不動産所得者	複式簿記	—	◎※1	○	—	75 万円
		○	○	○	—	65 万円
		○	○	—	○	10 万円
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者		○	○	○	○	10 万円
▶事業所得者または不動産所得者で前々年の収入金額が 1,000 万円以下の方※2 ▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿	簡易帳簿で記帳できる方が限定されます※3		○	○	10 万円

※1 ◎印は、㊦優良な電子帳簿(訂正削除履歴等)または㊧請求書データ等との自動連携のいずれかに対応する会計ソフトに限定され、75 万円控除の適用を受ける所得税の法定申告期限までに、税務署に所定の届出書を提出する必要があります(改正前の 65 万円控除等の適用を受けるために㊦の届け出が済んでいる方は再提出不要)。ただし、こうした条件を満たしても、申告方法が電子申告ではなく、書面提出とした場合は 10 万円控除になります。

※2 事業所得と不動産所得の両方がある方は、いずれも前々年の収入金額が 1,000 万円以下でなければいけません。

※3 令和 9 年分以後は、前々年の収入金額が 1,000 万円を超えるために複式簿記での記帳を求められる方が簡易帳簿で記帳すると、青色申告特別控除が適用できません。

2. インボイス制度の経過措置の延長 成果 2

- ① 納税額を売上税額の 2 割とする 2 割特例 (令和 8 年分まで) は、個人事業者に限って、割合を 3 割として 2 年延長されました。令和 9 年分と 10 年分の申告で適用できます。
- ② インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置は、控除可能割合が次のとおり見直され、適用期間が延長されました。

	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで	80%控除
改正後	令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで	70%控除
	令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで	50%控除
	令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで	30%控除

3. 個人版事業承継税制の申請期限の延長 成果 3

青色申告をしている個人事業者の事業承継で相続税や贈与税の負担を全額猶予・免除する個人版事業承継税制は、事業承継計画の提出期限が令和 10 年 9 月 30 日まで延長されました。

(裏面参照)